

# 「尼崎市障害者計画等に係るアンケート調査及び分析等業務並びに 尼崎市障害福祉計画・障害児福祉計画策定支援業務」の委託に係る 公募型プロポーザル方式募集要項

## 1 趣旨

「尼崎市障害者計画」と「尼崎市障害福祉計画」の進捗管理や評価のほか、次期計画の策定に向けて、必要な基礎資料を得るため、アンケートの方法により障害者（児）の生活実態や障害福祉サービス等の利用状況、その他関連項目について調査し、その結果の分析等を行う。またアンケート調査により得られた成果等を活用して、本市における障害保健福祉施策の実情及び将来の展望に適した、独自性のある計画内容とするため、情報収集・現状分析・会議運営等の関連業務を実施し、本市障害者計画等を作成・納品することにあたって、専門的な経験や知識をもつ者に業務の委託を行うものである。

この要項は、業務の委託を行うにあたり、受託事業者を選定するためのプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

尼崎市障害者計画等に係るアンケート調査及び分析等業務並びに尼崎市障害福祉計画・障害児福祉計画策定支援業務

### (2) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### (3) 業務の内容

別添1「尼崎市障害者計画等に係るアンケート調査及び分析等業務委託 仕様書」、別添2「尼崎市障害福祉計画・障害児福祉計画策定支援業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容及びに基づき業務を実施するものとする。

### (4) 提案上限額

6,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

なお、今後、尼崎市議会において当該予算に係る審議が行われ、その結果、予算の議決が得られない時などは、契約を行わない場合がある。

## 3 応募者資格

- (1) 平成29年度以降に地方公共団体が発注する障害者計画又は障害福祉計画の策定・改定に係る業務に携わった実績があること
- (2) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること
- (3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び

本市の指示に柔軟に対応できる者

(4) 国税、地方税を完納している者

(5) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

⑥ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

#### 4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

(1) 本要項を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 応募資格を欠いていることが判明した場合

(5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

## 5 プロポーザルの全体日程

項目	日程
募集要項の公表（配付）	【令和5年2月16日（木）から】
質問の受付	【令和5年2月23日（木）・午後5時まで】 電子メールの件名に「プロポーザル質問(〇〇(法人名))」 と入力の上、所定の質問票に記入し、送付すること。
質問の回答	【令和5年2月28日（火）までに】 随時本市ホームページ上（本要項を掲載している画面と 同一画面上）に掲載する。
企画提案書等応募書類受付	【令和5年3月3日（金）～7日（火）】 午前9時～午後5時までの間に、電話にて必ず事前予約 の上、 <u>尼崎市役所 本庁南館2階 健康福祉局法人指導・障 害福祉担当部障害福祉政策担当まで持参すること。</u>
企画提案内容説明 （プレゼンテーション）	【令和5年3月23日（木）】
選定結果通知	令和5年3月下旬までに、すべての応募事業者へ選定結果 を通知する。

## 6 企画提案書等応募書類（様式等）

必ず前日までに事前予約の上、令和5年3月3日（金）～7日（火）の午前9時から午後5時までの間に、尼崎市役所本庁南館2階健康福祉局法人指導・障害福祉担当部障害福祉政策担当へ持参すること。なお、企画提案書等応募書類は下記の通り。

### (1) 企画提案申込書（様式1号）

### (2) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、別添3「審査項目及び評価の視点」と別添4「本市からの課題」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

ア A4版、両面印刷

イ 表紙を含め、20ページ以内（両面10枚以内）

ウ 必ず過去の業務実績についても触れること（その際は本市と同程度以上の規模の市での実績を優先して記載すること）。

エ 他都市において、当該計画の策定にかかるアンケート調査業務を受託（予定）している場合は必ず記載すること。

### (3) 会社概要（任意様式）

御社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可）。

(4) 業務の実施体制 (**様式2号**)

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容について記載すること(1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可)。

(5) 業務実績 (**様式3号**)

管理技術者及び主たる担当技術者が、当委託業務内容に関連する業務について、過去6年間(平成29年度~令和4年度までの間)に履行した実績(業務名、発注者名、履行期間、業務内容)を記載すること(1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可)。

(6) 見積金額等(任意様式)

ア 「2. 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

イ 見積金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。

ウ 当該委託業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。

(7) 上記(1)~(6)の順にそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、11部(正本1部、副本10部)を提出すること。

7 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

(2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(3) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

8 当該公募に関する質問の受付

(1) 質問の受付期限

令和5年2月23日(木)午後5時まで

(2) 質問方法

本要項「11. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「プロポーザル質問 ○○○(法人名)」と入力の上、質問票(**様式4号**)を提出すること(来庁、電話等による受付不可)。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて随時公表する。

※ 原則、令和5年2月28日(火)までに回答。

(4) 留意事項

選定基準等に関する質問は受付不可。

## 9 選定方法及び選定基準

### (1) 選定方法

ア 審査は本市の職員で組織する尼崎市障害者計画等に係るアンケート調査及び分析等業務並びに尼崎市障害福祉計画・障害児福祉計画策定支援業務に係る委託候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。

イ 選定基準に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。

ウ 応募者が1社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めるときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

### (2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

#### ア 実施場所及び日時

令和5年3月23日（木）に実施することとし、詳細は3月16日（木）までに電子メールにて通知する。

#### イ 実施時間

1社につき40分程度を予定しており、事業者からの20分間の企画提案内容の説明を実施後、20分程度の質疑応答を行う予定としている。

#### ウ プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。ただし、企画提案書の内容を要約した当日資料についても配付を可とするが、必ず11部を提出しなければならない。また、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出なければならない。

#### エ 説明者

原則として、企画提案書の実施体制に記載されている担当予定者のうち、主たる担当技術者が行うこととする（※営業・事務担当者のみ説明は不可とする。）。また、プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。

#### オ その他

プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

### (3) 選定基準

別添3「審査項目及び評価の視点」に基づいて審査を行う。

(4) 審査結果

電子メールにて通知する。なお、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで上記3の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時まで上記4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

11 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（南館2階）

尼崎市健康福祉局 法人指導・障害福祉担当部 障害福祉政策担当（担当：中西・増井）

TEL 06-6489-6577 FAX 06-6489-6351

電子メール [ama-shogaikakaku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-shogaikakaku@city.amagasaki.hyogo.jp)

以 上